

## 2. 法医解剖を通じてみた SIDS (第2報)

杏林大・法医 八十島信之助

前年度に引続いて、法医解剖によって死因を SIDS と判定された事例と、その周辺のもの、すなわち判定の基準によっては SIDS とされる可能性があるのに、他の死因病名をつけられた事例を検討した。資料は日本法医学会が学会内の資料として刊行している法医鑑定例概要(1981)である。前年度に用いた同書(1980)が初めて刊行された時は、法医解剖を行なっている機関のうち66機関が事例を提示したが、1981年度では70機関にふえ、集録されたものは2,878例から3,218例にふえている。しかし、前年度には参加したのに今回は取止めた機関や、法医解剖のうち司法解剖と行政解剖の両方を実施しているのに、司法解剖例のみを提示している機関もある。後者においては提示されない多数の行政解剖の中に SIDS が含まれていると想像され、甚だ残念なことである。また司法解剖は捜査機関が犯罪が死因に関係するものではないかと疑って、はじめて裁判所の許すのもとに行われるので、解剖される事例の選択には医学的な判断に法律的判断が先行するという事情がある。それで、この資料からは全国一律の調査や、地域的な比較は行い難い点があることは否めない。

上記の70機関から提示された3,218例には、白骨のみの検査や死体現象が著しく進んだ事例、明らかに死産児とされた事例は除いてある。この中で出生直後の死亡109例を含めて0才児の解剖は228例で7.1%に当り、前年度と変らない。このうち出生直後のものは、3.4%で、いわゆる墜落産によるものまでを含んでいる。全例中 SIDS または、その疑とされたものは24例あり、0才児は20例で228例に対しては8.8%で、前年度より若干ふえているが有意ではない。そのほかに1才児、2才児ともに2例ずつ SIDS とされている。すべて夜間なり昼間なりにねかしている間の死亡で、はっきりうつぶせであったというものが1例、他の子と一緒にねかしていたというのが2例あり、また保育機関での死亡が4例ある。なお SIDS とされてはいるが、2~3日前からかぜけであった、黄疸があった、あるいは著しい栄養不良とされていたものが含まれている。

死亡病名に SIDS を用いたのは、70機関中16機関で22.9%に当り、前年度の66機関中10機関15.2%よりはふえているが有意ではない。SIDS とされたものの解剖所見としては、法医学でいう急死の所見、すなわち死後も流動性の血液、諸臓器のうっ血、結膜、肺胸膜の溢血点などが共通している。そのほか肺水腫、肺胞中隔が厚く、細胞を含む、局所的な気管支肺炎、上気道炎などと記載されたものもあり、片側腎脈の形成不全や黄疸、著しい栄養不良の認められたもの、はっきり気管支肺炎と記されているものもある。

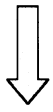
一方 SIDS 以外の病死とされているものの中には、間質性肺炎あるいは胞隔炎を死亡病

名とされているものもあるが、肺における組織学的病変のひろがりについての記載はみられない。

また前年に引続いて、鼻口部の閉塞あるいは吐乳の吸引による窒息死として、病死でなく災害死に分類されるものが少なくない。2年以下の解剖例についていえば、死因として SIDS を用いる機関では病死とするものが35.2%であるのに、これを用いない機関では、15.2%にすぎないという事実がある。この有意な差は何によるのか。一部で災害死とされるものの中に、SIDS が含まれている可能性を否定できないように考えられる。鼻口部閉塞による窒息死とされているものの大部分は、資料にあらわれた簡単な記載による限り、そのような物理的外力の加えられた具体的な解剖所見は認められていないのである。

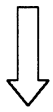
SIDS の発生は、1981年の資料では寒い季節に多いようにみえるが、1980年と兩年の合計によると有意の差はない。しかし SIDS 以外の病死と、いわゆる鼻口部閉塞による窒息には寒い時期に多い傾向がうかがえる。吐乳吸引には季節的変動は明らかといえないが、これも解剖以前の胃内容逆流についての考慮がどれだけ払われているか、資料からは明らかでない。

これらの検討から、法医学の実際活動を行っている機関の中に、いまだに SIDS の概念を認めないか、あるいはこれを認めても、その判断の基準をあいまいにしたままでいる所があるように考えられる。SIDS の解剖は病理学の機関よりも法医学の機関に委ねられる機会が多いのであるから、解剖所見における判断基準の確立への努力を続けなければならないことを痛感するものである。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



前年度に引続いて、法医解剖によって死因を SIDS と判定された事例と、その周辺のもの、すなわち判定の基準によっては SIDS とされる可能性があるのに、他の死因病名をつけられた事例を検討した。資料は日本法医学会が学会内の資料として刊行している法医鑑定例概要(1981)である。前年度に用いた同書(1980)が初めて刊行された時は、法医解剖を行なっている機関のうち 66 機関が事例を提示したが、1981 年度では 70 機関にふえ、集録されたものは 2,878 例から 3,218 例にふえている。しかし、前年度には参加したのに今回は取止めた機関や、法医解剖のうち司法解剖と行政解剖の両方を実施しているのに、司法解剖例のみを提示している機関もある。後者においては提示されない多数の行政解剖の中に SIDS が含まれていると想像され、甚だ残念なことである。また司法解剖は捜査機関が犯罪が死因に関係するものではないかと疑って、はじめて裁判所の許すもとに行われるので、解剖される事例の選択には医学的な判断に法律的判断が先行するという事情がある。それで、この資料からは全国一律の調査や、地域的な比較は行い難い点があることは否めない。